

平成23年12月9日

独立行政法人評価年報(平成22年度版)の発行

- 総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会では、毎年度、独立行政法人に関する情報と評価の状況を取りまとめて公表しています。
- 平成22年度は、当委員会が平成22年5月に改訂した「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、新たに策定した「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」等に基づき、各府省の評価委員会の評価結果について横断的な視点から二次評価を実施し、政府全体の評価の厳格性・信頼性を確保するとともに、評価の質の向上を期しています。

<構成>

- 第1部 独立行政法人の状況
 - ・ 法人数の推移
 - ・ 役職員の状況(役職員数の推移等)
 - ・ 財務・会計の状況(予算の推移等)
- 第2部 独立行政法人評価の状況
 - ・ 評価制度の概要
 - ・ 平成22年度における業務実績評価の状況
 - ・ 平成22年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

※ なお、本年報につきましては、総務省ホームページに掲載しております。

【本件連絡先】

総務省行政評価局
独立行政法人第1担当評価監視官室

大野、久保田

電話 : 03-5253-5446

FAX : 03-5253-5443

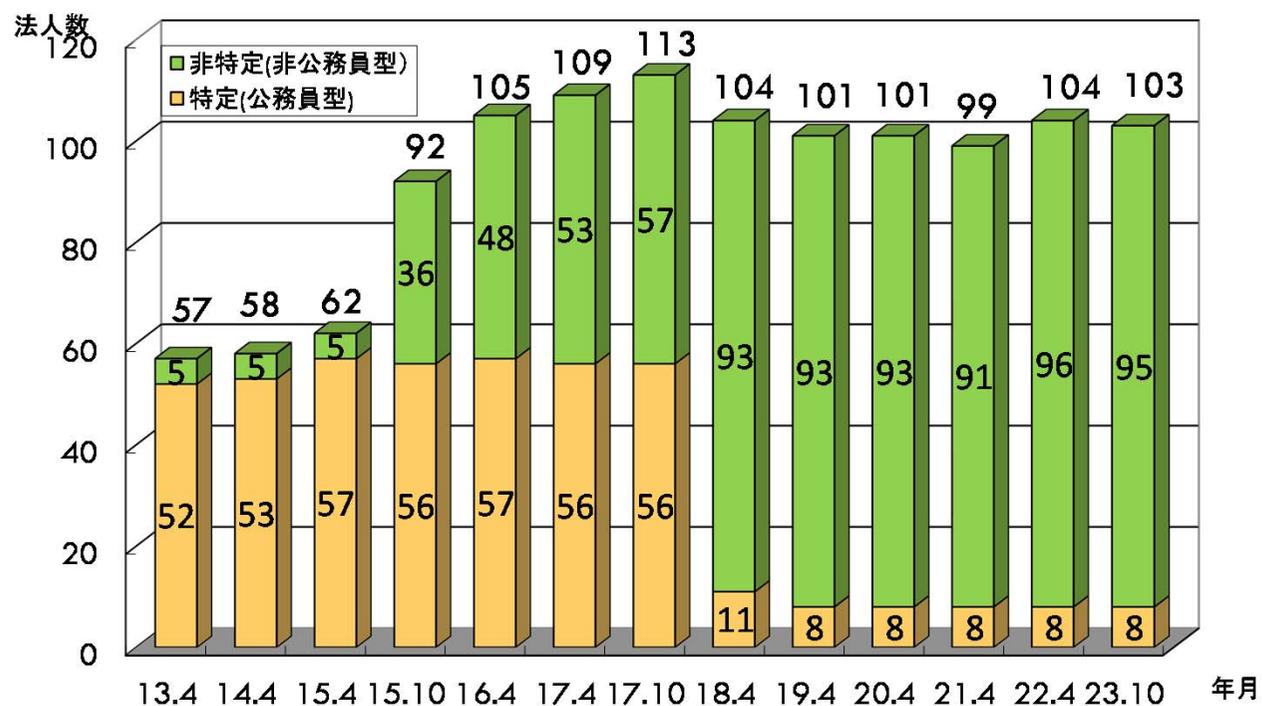
Email : <https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>

第1部 独立行政法人の状況

1 独立行政法人数の推移

平成22年度に独立行政法人評価の対象となった法人は、104法人。このうち、役職員が国家公務員の身分を有する特定独立行政法人は、21年度と同じ8法人。(本文p.8。以下p.XXとあるのは、本文該当ページを示す。)
(平成23年10月1日現在における独立行政法人は103法人)

独立行政法人数の推移

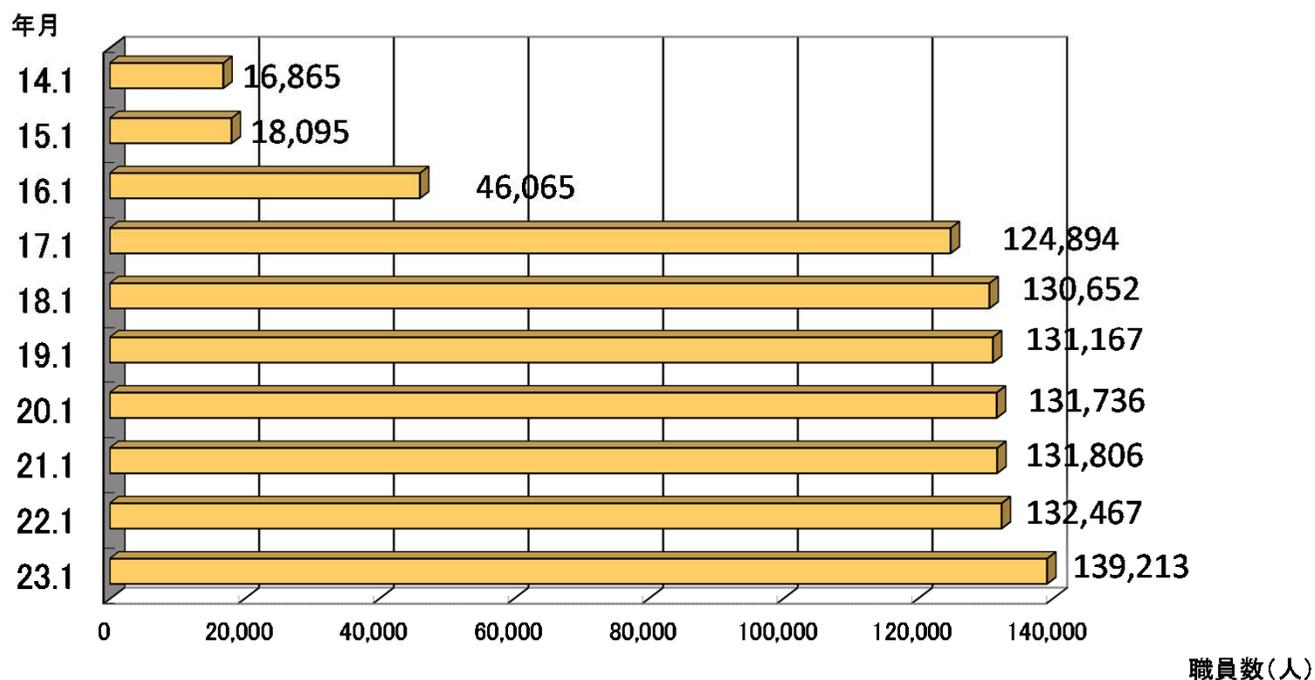


(注) 1 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 「特定」は特定独立行政法人を、「非特定」は特定独立行政法人以外の法人を示す。

2 独立行政法人の役職員の状況(その1)

- ① 平成23年1月1日現在の常勤職員数は139,213人。22年1月1日と比較すると、6,746人増加。主な増加要因は国立高度専門医療研究センター6法人が平成22年4月に新設されたことによるもの。(本文p,11)

独立行政法人の職員数の推移



(注)総務省行政管理局の調査に基づき政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 独立行政法人の役職員の状況(その2)

② 各法人の常勤職員の給与水準について、平成22年度の対国家公務員指数(年齢勘案)は、平均で事務・技術職員が105.5、研究職員が100.4、病院医師が110.2、病院看護師が101.2。(本文p,12)

職員の給与水準

	対象 法人 数	対象 人員数 (人)	平均 年齢 (歳)	平成22年度 年間平均給与 (千円)	対国家公務員 指数 (年齢勘案)	(参考) 対国家公務員指数 (年齢・地域・学歴勘案)
事務・技術職員	105	34,388	43.5	6,951	105.5	103.9
研究職員	47	9,182	45.6	8,839	100.4	103.8
病院医師	10	5,685	47	13,696	110.2	109.2
病院看護師	10	32,941	37.3	4,941	101.2	100.0

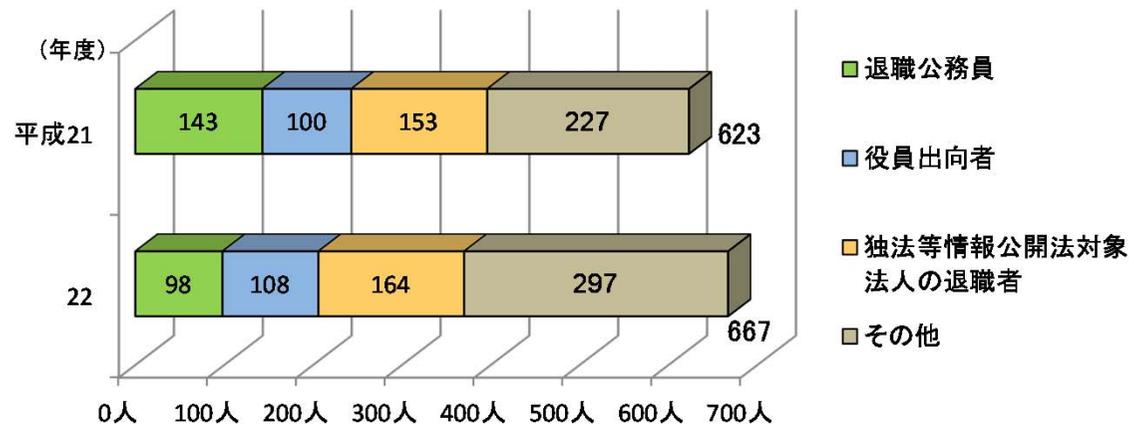
(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局取りまとめ)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 対国家公務員指数(年齢勘案)は、比較対象法人の年齢別人員構成をウエイトに用い、法人に国の給与水準を適用した場合の給与水準を100として算出している。

2 独立行政法人の役職員の状況(その3)

- ③ 平成22年度現在の役員数は独立行政法人全体で667人。このうち、退職公務員は98人(14.7%)。21年度の143人(23.0%)から45人(8.3%)減少。(本文p,14)

役員に就いている退職公務員等の状況(平成22年10月1日現在) (単位:人)



- (注) 1 「平成22年度独立行政法人等の役員に就いている退職公務員等の状況の公表」(平成22年12月24日総務省及び内閣官房)等に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
- 2 「退職公務員」とは、常勤の国家公務員として職務に従事した者(①専ら教育、研究、医療に従事した者、②国家公務員としての勤務が一時的であった者、③国の機関の組織、業務を継承した独立行政法人等のプロパー職員(ただし、当該独立行政法人等の役員になる場合に限る。)又は④国からの出向者を除く。)をいう。
- 3 「国からの役員出向者」とは、国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第8条第1項の規定に基づき、公表対象法人の役員となるために退職をし、かつ、引き続き当該法人の役員として在職する者をいう。
- 4 「独法等情報公開法対象法人の退職者」とは、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)の対象法人の退職者(当該法人の役員であった者及び管理職手当の支給を受けていた者)をいう。なお、当該法人の退職者及び法人の合併により合併前の当該法人の役員から退職せず合併後の法人の役員に就いたものを含む。

2 独立行政法人の役職員の状況(その4)

④ 平成22年度の常勤役員の報酬支給総額は、全体で76億454万円(1億5,327万円の減少)。

また、年間報酬の平均は、法人の長が1,783万円、理事が1,493万円、監事が1,311万円。(本文p,15)

常勤役員の年間報酬(平均)の支給状況(平成21,22年度)

		21年度	22年度	増減
平均	法人の長	1,818万円	1,783万円	△ 35万円
	理事	1,508万円	1,493万円	△ 15万円
	監事	1,308万円	1,311万円	+3万円
支給 総額	法人の長	17億9,164万円	17億6,545万円	△ 2,619万円
	理事	46億9,720万円	45億6,721万円	△ 12,999万円
	監事	12億6,896万円	12億7,188万円	+292万円
	計	77億5,781万円	76億0,454万円	△ 15,327万円

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局取りまとめ)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

3 1万円未満の金額を四捨五入しているため、合計額が一致しないことがある。

平成22年度に退職手当の支給を受けた常勤役員は、法人の長が13人、理事が72人、監事が26人の計111人。その支給総額は、法人の長が1億1,260万円、理事が2億6,107万円、監事が8,641万円。

(本文p,17)

常勤役員の退職手当の支給状況(平成22年度)

	法人の長	理事	監事
退職常勤役員の数	13人	72人	26人
退職手当(確定額)の支給総額	11,260万円	26,107万円	8,641万円

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局取りまとめ)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 「理事」には副理事長等を含む。

2 独立行政法人の役職員の状況(その5)

- ⑤ 総人件費改革に伴い、人件費の削減を行う79法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く)で549億円、人員の削減を行う16法人で1,985人の削減。(本文p,19)

- 人件費の削減を行う独立行政法人(医療の質・安全の確保の観点等による医師及び看護師の増により人件費が増加している病院関係8法人を除く)の状況

法人数	基準となる金額	平成22年度実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
			金額	増▲減比(補正值)
79	(億円) 4,255	(億円) 3,706	(億円) ▲ 549	(%) ▲ 9.7

(注)1 「独立行政法人の役職員の給与等の水準(平成22年度)」(平成23年9月2日総務省行政管理局取りまとめ)による。

- 病院関係8法人の状況

法人数	基準となる金額	平成22年度実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
			人数	増▲減比
8	(億円) 4,462	(億円) 4,771	(億円) 309	(%) 8.9

2 増▲減比(補正值)とは、「行政改革の重要方針」(平成17年12月24日閣議決定)により、削減対象の人件費から控除することとされている人事院勧告を踏まえた給与改定分を除いて算出した削減率である。

- 人員の削減を行う独立行政法人の状況

法人数	基準となる金額	平成22年度実績	進捗状況(基準に対する増▲減)	
			人数	増▲減比
16	(人) 16,280	(人) 14,295	(人) ▲ 1,985	(%) ▲ 12.2

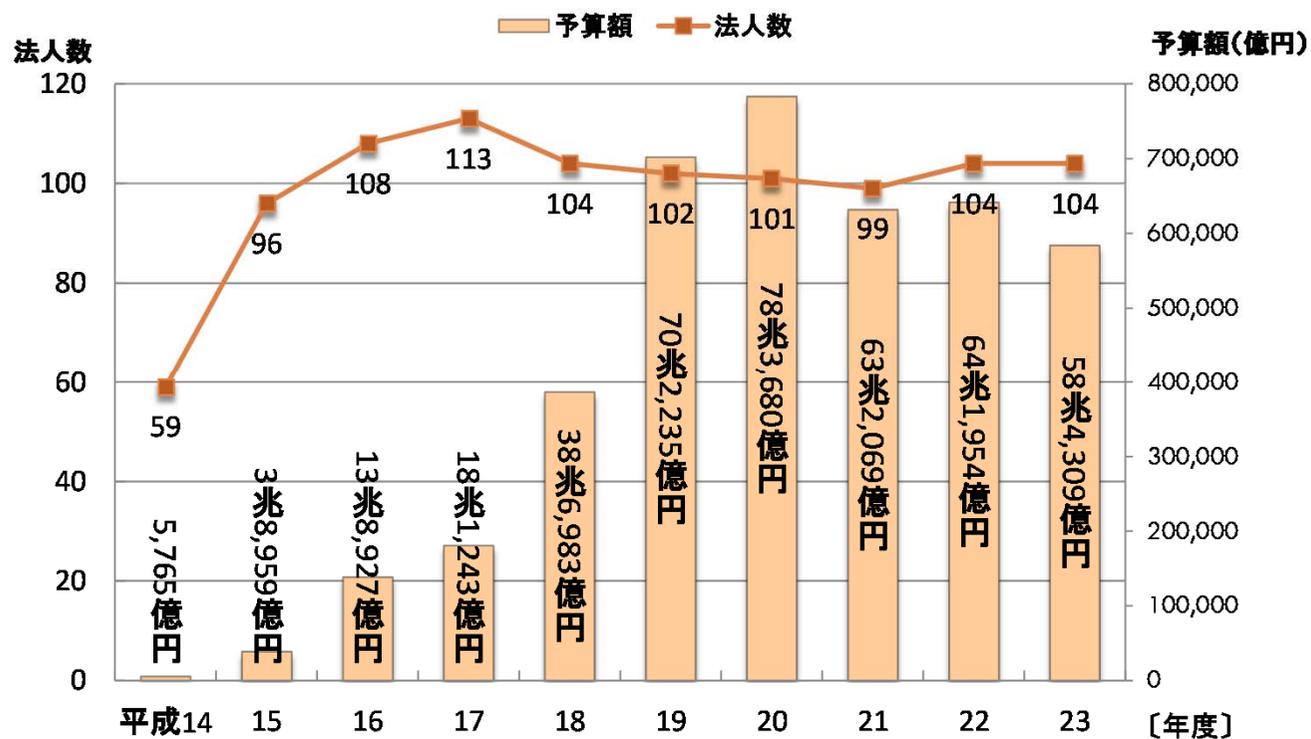
3 病院関係8法人とは、平成16年4月に設立された2法人(労働者健康福祉機構、国立病院機構)及び平成22年4月に設立された国立がん研究センター等6法人である。

3 財務・会計の状況(その1)

① 予算総額(当初予算)は、独立行政法人全体で58兆4,309億円(平成23年度)。

平成22年度と比較すると5兆7,645億円減少。(本文p,23)

独立行政法人全体の収入予算の推移

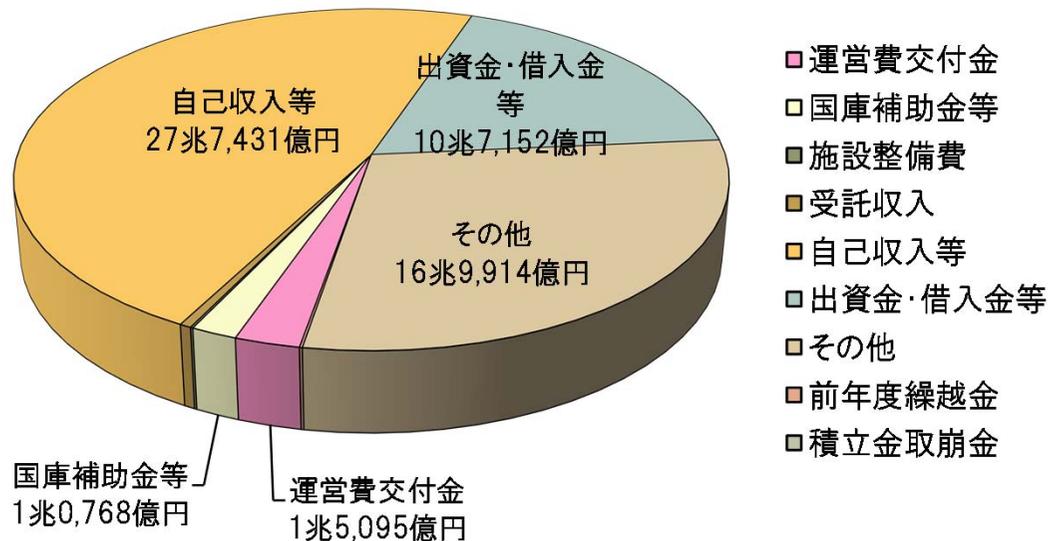


- (注) 1 各独立行政法人の年度計画に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 国際協力機構の有償資金協力事業に係る予算は国際協力機構法第18条に基づき閣議において決定するため除いている。

3 財務・会計の状況(その2)

② 平成23年度の独立行政法人全体に係る収入予算(当初予算、58兆4,309億円)のうち、主な内訳は、自己収入等に係るものが約27.7兆円、その他が約17.0兆円、出資金・借入金等が約10.7兆円、運営費交付金が約1.5兆円、国庫補助金等が約1.1兆円。(本文p,24)

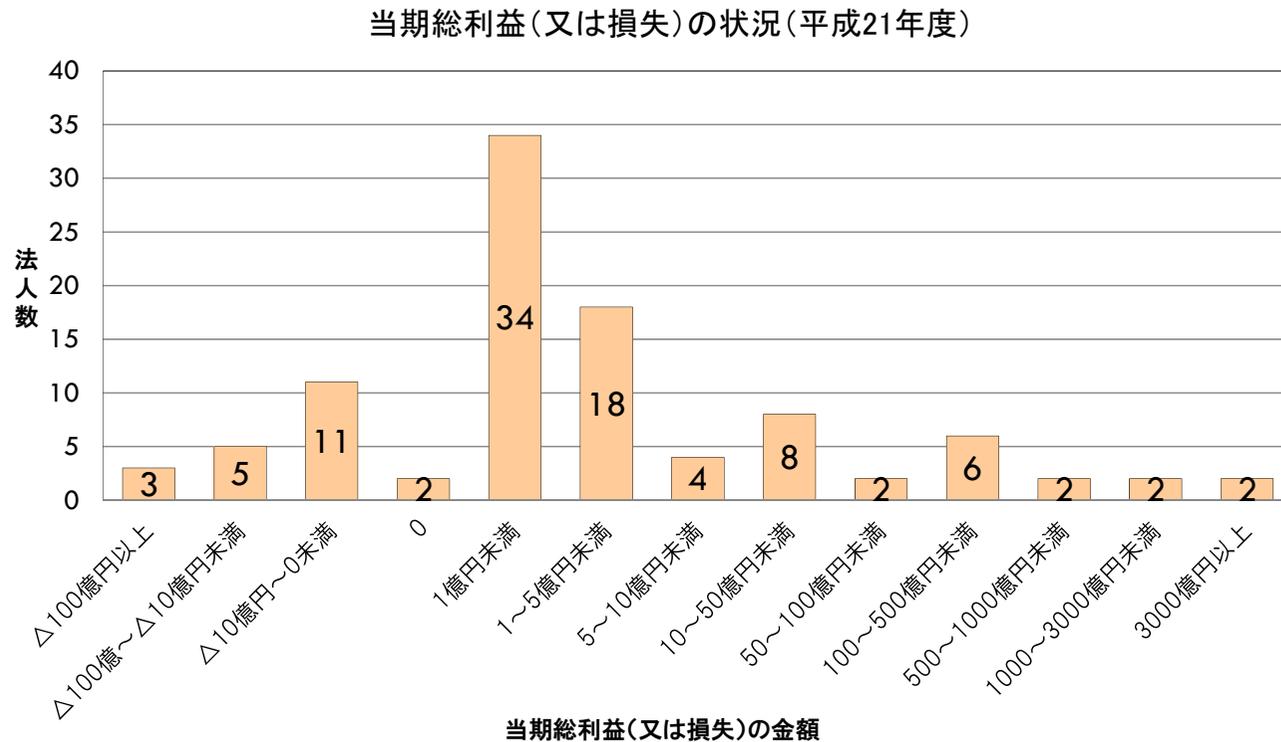
独立行政法人全体の収入予算の内訳 (平成23年度)



- (注) 1 各独立行政法人の年度計画(当初予算)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
 2 平成23年4月1日現在の状況である。
 3 国庫補助金等には、交付金、補給金、負担金等を含む。
 4 出資金・借入金等には、債券を含む。
 5 その他には、貸付回収金、求償権回収金、投融資回収金、有価証券の償還、スポーツ振興投票事業準備金戻入、承継債務負担金等収入、資本からの繰入額、資金より受入、障害者スポーツ支援事業特別準備金戻入、退職手当給付費支払資金戻入、扶養保険資金戻入及び勘定間取引を計上している。
 6 国際協力機構の有償資金協力勘定の収入予算は集計に含めていない。

3 財務・会計の状況(その3)

③ 平成21年度は損益計算書において、利益を計上しているのは78法人でその額は合計10兆2,821億円。
損益がゼロの法人は2法人。損失を計上しているのは19法人でその額は合計2,041億円。(本文p,32)



(注) 1 各独立行政法人の損益計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。
2 国際協力機構の有償資金協力勘定は集計に含めていない。

3 財務・会計の状況(その4)

④ 行政サービス実施コストが0円以上50億円未満の法人数が最も多く、平成21年度においては37法人。

(本文p,35)

行政サービス実施コスト規模別の法人数

規模(億円)

■0未満 ■0～50未満 ■50～100未満 ■100～150未満 ■150～200未満 ■200～250未満 ■250～300未満 ■300以上



(注) 1 各独立行政法人の行政サービス実施コスト計算書(法人単位)に基づき、政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

2 行政サービス実施コストとは、独立行政法人の業務運営に関して最終的に国民に帰せられるコストをいう。同コストは、独立行政法人の損益計算書に計上された費用から自己収入を控除するとともに、一定の機会費用等を加算して算出される。(「独立行政法人会計基準」(平成12年2月 独立行政法人会計基準研究会決定。最終改訂平成23年6月) 第23項、第76項)

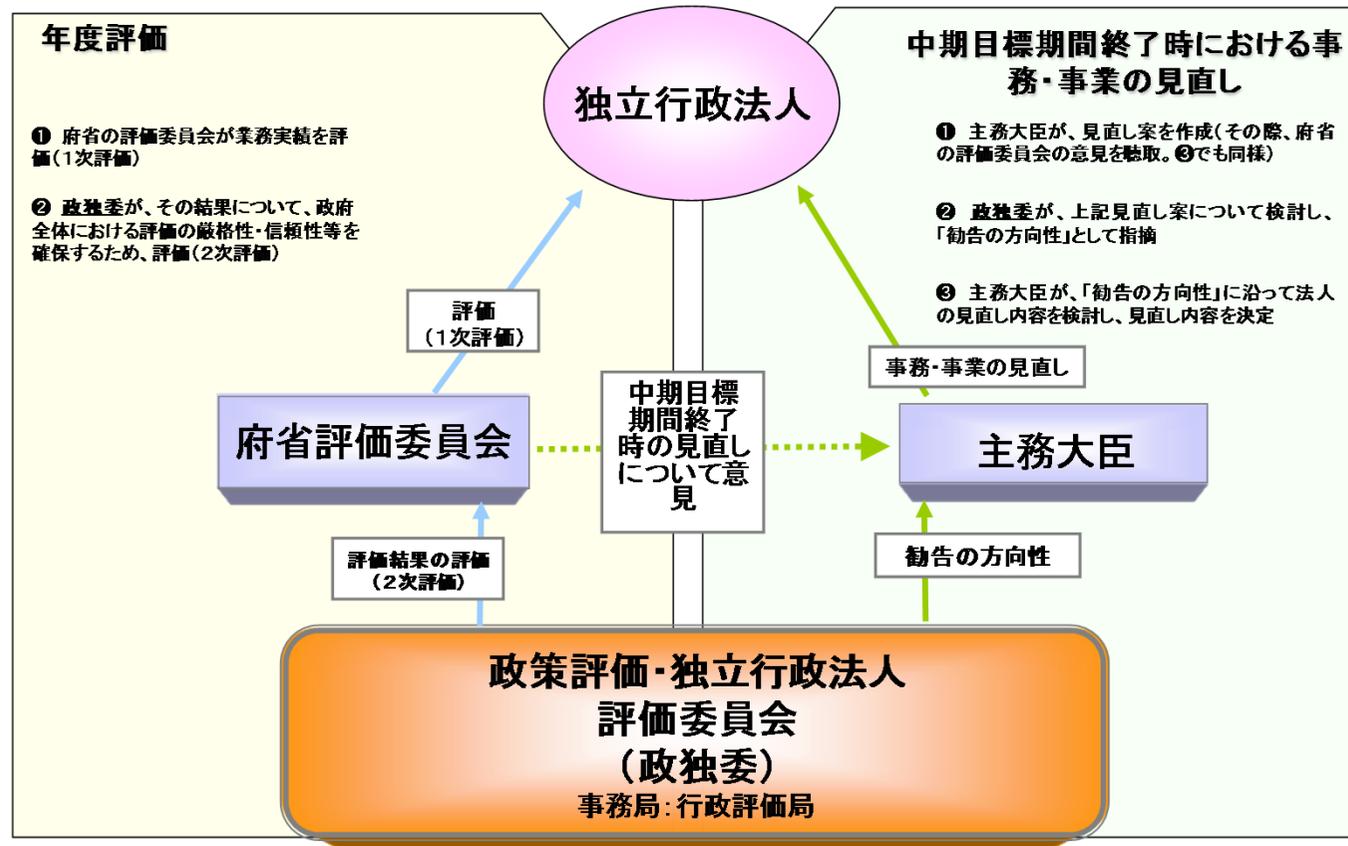
第2部 独立行政法人評価の状況

1 評価制度の概要等(その1)

① 評価制度等の概要 (本文p,39~41)

独立行政法人の業務実績については、毎年度及び中期目標期間終了時に第三者機関による評価が行われるとともに、中期目標期間終了時にはさらに法人の組織・業務全般にわたる見直しが行われる。

業務実績評価及び中期目標期間終了時の見直しのスキーム



1 評価制度の概要等(その2)

② 府省評価委員会等の構成 (本文p,42~44)

平成23年4月現在、11府省に府省評価委員会が、法務省に日本司法支援センター評価委員会が、文部科学省に国立大学法人評価委員会が置かれている。

府省評価委員会等の構成(平成23年4月現在)(例)

委員会					委員会に置かれる 分科会・部会							
名称	委員数				対象 法人 数	名称	委員数				評価の対象となる独立行政法人等	
	委員	臨時 委員	専門 委員	計			委員	臨時 委員	専門 委員	計	法人 数	名称
総務省 独立行政法人 評価委員会	15	-	35	50	5	平和祈念事業特別基金分 科会	3	-	4	7	1	平和祈念事業特別基金
						情報通信・宇宙開発分科会	6	-	17	23	2	情報通信研究機構(財務省と共管)、 宇宙航空研究開発機構(文部科学省 と共管)
						郵便貯金・簡易生命保険管 理機構分科会	3	-	6	9	1	郵便貯金・簡易生命保険管理機構
						統計センター分科会	3	-	8	11	1	統計センター

(注) 政策評価・独立行政法人評価委員会が作成した。

③ 政策評価・独立行政法人評価委員会の構成 (本文p,45~46)

政策評価・独立行政法人評価委員会は、委員長及び6人の委員で構成され、政策評価分科会及び独立行政法人評価分科会が置かれている。

このうち、独立行政法人評価分科会は、独立行政法人等の評価に関する事項を担っており、平成23年11月現在、委員長、委員4人(うち分科会長1人)及び臨時委員22人で構成されている。

2 平成22年度における業務実績評価の状況(その1)

① 府省評価委員会等における評価活動等の概要 (本文p,47)

府省評価委員会等では、平成21年度の業務の実績についての評価の対象となった101法人から21年度の業務実績報告書の提出を受け、府省評価委員会等で定めたそれぞれの評価基準に基づき審議を行い、評価結果を各法人及び政策評価・独立行政法人評価委員会に通知するとともにホームページ等で公表した。

② 政策評価・独立行政法人評価委員会における評価活動等の概要(その1) (本文p,67～71)

ア) 平成21年度業務実績に係る評価等

政策評価・独立行政法人評価委員会では、当委員会が平成22年5月に改訂・策定した、「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」、「平成21年度業務実績評価の具体的取組について」等に基づき、また、平成21年12月に閣議決定された「独立行政法人の抜本的な見直しについて」に基づく行政刷新会議における独立行政法人の抜本的見直しの取組を注視しつつ、府省評価委員会の評価結果のうち通常の業務実績に係るものについて各ワーキンググループにおいて集中的に検討を行い、平成22年12月に各府省評価委員会に対し意見を通知した。

イ) 独立行政法人の保有資産に関する実態調査の実施

独立行政法人の保有資産の有効活用や国庫納付等の推進が大きな課題になっていることから、保有資産について各府省及び各法人の協力を得て実態把握を実施し、調査結果について二次評価で活用した。

2 平成22年度における業務実績評価の状況(その2)

② 政策評価・独立行政法人評価委員会における評価活動等の概要(その2)

ウ) 今後の評価の視点の策定 (本文p,72)

政策評価・独立行政法人評価委員会は、平成22年度業務実績評価に当たって特に留意すべき事項を定めた「平成22年度業務実績評価の具体的取組について」の策定についてとりまとめを行い、平成23年4月に決定した。その中では、東日本大震災の発生に伴う被災者支援や復旧・復興対応の状況を踏まえ、二次評価を効率的に行うものとし、平成21年度業務実績評価において重点事項とされた保有資産の見直し、内部統制の充実・強化等についてのフォローアップ等を中心に取り組むこととしている。

独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点(概要)

第1 基本的な視点	
・法人の業務に係る政策目的、効率化・サービスの質の向上、国民に対する説明	
第2 各法人に共通する個別視点	
1 政府方針等	政府方針等で独立行政法人・府省評価委員会が取り組むこととされている事項等についての取組状況等
2 財務状況	・当期総損益及び運営費交付金債務の要因等の分析を踏まえた業務運営 ・繰越欠損金の解消計画の策定・実施状況、利益剰余金の発生要因と業務運営の関係
3 保有資産の管理・運用等	(1) 保有資産全般の見直し <ul style="list-style-type: none"> ・実物資産 保有資産の見直しの取組、不要資産の処分の取組 ・金融資産 目的・規模の適切性に関する見直し、不要資産の売却・国庫返納に向けた取組状況 ・知的財産 保有の必要性の検討の取組、整理とした場合の整理の取組 (2) 資産の運用・管理 <ul style="list-style-type: none"> ・実物資産 活用状況、効率的利用の取組 ・金融資産 資金の運用・債権の管理等 ・知的財産 知的財産の有効活用の取組
4 人件費管理	・給与水準の適切性、総人件費削減の取組 ・福利厚生費の見直し状況
5 契約	規程類、体制の整備・運用、見直し計画の実施、個別契約の競争性・透明性の確保
6 内部統制	・内部統制(業務の有効性・効率性、法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性)に係る取組 ・「独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会」報告書(平成22年3月)を参考
7 関連法人	関連法人に対する業務委託、出資等の妥当性
8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした取組	中期目標期間終了時の組織・業務全般の見直しを前提にした評価
9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価	

(注)「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」(平成22年5月31日決定)に基づき事務局が作成した。

3 平成22年度における中期目標期間終了時の見直しの状況

① 事務・事業の見直し作業の実施

平成22年度に事業を見直す42法人を所管する9の府省の主務大臣から見直し当初案の提出を受け、独立行政法人評価分科会において各府省のヒアリングを実施するとともに、各ワーキング・グループが中心となって見直し作業を実施した。

なお、平成22年度においては、別途、行政刷新会議を中心に、全ての独立行政法人の全事務・事業と全資産を改めて精査し、見直しが必要な事項に対し講ずべき措置を検討する作業が行われた。平成22年度の見直し作業に当たっては、行政刷新会議と連携を図り当会議による独立行政法人の事務・事業の見直しに当委員会の議論を活用できるよう、「勧告の方向性」の審議を前倒しにするなど、同会議に最大限の協力を行ったところであり、勧告の方向性の指摘は平成22年12月7日に閣議決定された「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」に反映された。(本文p,335)

② 中期目標期間終了時の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性についての取りまとめ

平成22年11月26日に独立行政法人42法人に係る主要な事務・事業の見直しについて、「平成22年度末に中期目標期間が終了する独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性について」を取りまとめ、各主務大臣に対して通知した。(本文p,335)

